

07

2019 July
vol.163

広
報

あ り だ が わ

人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち



有田川町×龍谷大学

「ぶどう^{さんしょう}山椒の発祥地を
未来につなぐプロジェクト」

写真解説

1. 生産者とともにぶどう山椒の収穫に取り組む龍谷大学経営学部の学生たち
2. 山椒の実を全て手で収穫
3. 境川地区の方々と学生たち、緊張の初対面
4. 昼食の時間も積極的に交流
5. 初日の昼食は有田川町生活研究グループ清水支部が「鯖・山椒 炊き込みご飯」を振舞った
6. 収穫体験終了後の集合写真
7. 「そろそろおやつにしよう」の一声で始まる休憩
8. 楽しみながら収穫する学生の姿が見られた
9. 講義形式で話を聞いた2日目
10. ありだ農業協同組合の中西祐稀さん
11. 株式会社全笑の松原正さん
12. かんじゃ山椒園の永岡冬樹さん



有田川町×龍谷大学
「ぶどう山椒^{さんしょう}の発祥地を未来へつなぐプロジェクト」

全国屈指のぶどう山椒生産量を誇る有田川町。しかし、高齢化による離農や後継者不足が深刻で、5年先の産地の維持が難しいと言われていきます。そんな中、ぶどう山椒の産地振興を図ろうと、龍谷大学（京都市）とともに「ぶどう山椒の発祥地を未来へつなぐプロジェクト」が始まりました。同プロジェクトでは、学生の柔軟な発想から商品開発・企業提案を行い、協力企業の商品をおとして、ぶどう山椒と産地の魅力を外部に発信し、当町への関心を引き込むことを狙いとしています。同プロジェクトに賛同いただいた境川地区、事業者の方々に協力いただき、フィールドワークを行いました。

5月29日（水）境川地区に到着した学生らは生産者の方々と交流しながら昼食を取った後、それぞれの園地に分かれて山椒の収穫を体験しました。「実を収穫するのは結構大変。だけど楽しい」と、楽しみながらも真剣に収穫を行う学生たち。産地の課題、山椒づくりにかける思い、後継者に関する事など、積極的に生産者の生の声を聞き取る姿が印象的でした。この日の活動終了後、学生らは生産者から聞き取った内容を共有し、産地の状況が予想以上に深刻であることを改めて認識しました。2日目にはぶどう山椒を取り扱う「ありだ農業協同組合」「株式



会社全笑」「かんじゃ山椒園」から、山椒の特徴、流通状況、市場ニーズなどの聞き取りを行うことで、今後の取り組みにおけるヒントが得られたようです。

この2日間の合宿を終えた学生からは「収穫のための人員が圧倒的に不足していることや、普段生産者が感じている肉体的な負担を体感できた」「生産者の方がすごく優しく、多忙な時期に私たちが温かく迎え入れてくれたことがありがたかった。このプロジェクトを絶対に成功させたいと、一層強い意志を持った」などの声が上がりました。また、学生を受け入れた生産者の方々は「今までは自身のために生産していたが、学生たちとの関わりで生産意欲が湧いた。来年も生産を続けてみようと思った」「地域がこんなに活気にあふれた日は、今までになかった。学生のぶどう山椒に向き合う姿勢にも感心した」と言います。学生だけでなく、生産者の方々にとっても実りある日になったようです。

今後、学生たちは山椒商品の試作、市場調査や企業提案などを行います。町としては産地と大学との関わりを発展させ、また、協力企業と産地との連携を図り、産地や農山村が抱える問題の解決に向けて取り組んでいきます。

平成 31 年（2019 年）春の叙勲

きよくじつそうこうしょう
旭日双光章 受章
元有田川町議会議員

橋爪 弘典さん（丹生）（写真右）



旧金屋町から議会議員として、37 年もの長きにわたり地方自治に貢献されました。

在任中は町議会議長をはじめ、各種常任委員会委員長や和歌山県町村議会議長会長など、数多くの要職を歴任され、地方自治の発展にご尽力されたことが認められ、このたび受章されました。

ずいほうたんこうしょう
瑞宝単光章 受章
元消防団金屋支団長

生賀 忠好さん（吉原）（写真右）



昭和 48 年（1973 年）から 44 年間、消防団員として住民の生命と財産を守るためにご尽力されました。特に平成 26 年（2014 年）4 月 1 日から平成 30 年（2018 年）3 月 31 日まで金屋支団長として、災害活動や消防団員の訓練指導ならびに消防団組織の発展にご尽力されたことが認められ、受章されました。

清水保育所の子どもたち “ミニあらぎ島”で田植え体験

道の駅「あらぎの里」の前にある、小さな棚田“ミニあらぎ島”。5 月 30 日（木）に、清水保育所年長組の園児が田植えをしました。おたまじゃくしやカエルに興味津々の子どもたち。冷たい水やヌルヌルの泥も、園児にとっては新しい感触だったようです！

秋には稲刈りも予定しています。皆さまもミニあらぎ島の稲の成長を見守ってあげてください。



交通事故をなくする 県民運動推進協議会 会長表彰 宮崎 外治さん（水尻）



平成 16 年（2004 年）から平成 31 年（2019 年）までの 15 年間、有田川町の交通指導員を務めてくださった宮崎外治さんが、交通事故をなくする県民運動推進協議会会長から表彰を受けました。

宮崎さんは就任期間中、交通安全運動実施期間中はもとより、平日はほぼ毎日街頭指導に従事し、また小・中学校で実施される交通安全教室や各種行事へも積極的に参加されるなど、交通安全の推進にご尽力いただきました。

ご寄付賜りました 有田川鉄道公園の維持・管理に

アチハ株式会社（CSR・環境経営推進室 CSR 推進室室長 阿知波みどりさん＝写真右）から使用用途指定（有田川鉄道公園の維持・管理）の寄付金を賜りました。

また、角野明さん（岸和田市）からも同様の使用用途指定の寄付金を賜りました。誠にありがとうございました。



祝 100 歳 おめでとうございます



田中 敏枝さん（庄）（写真最前列）

7/14（日）開催
時間 18 時～21 時ごろ
場所 金屋大橋東詰特設会場

おしゃるき
まるき

第十一回 かなや納涼

プログラム・駐車場の位置などは町ホームページでご確認ください。雨天の場合は翌日に延期します。

園おしゃるきまつり実行委員会（金屋庁舎商工観光課内）

森林所有者の皆さまへ 森林管理に関する 意向調査を実施します

産業課（金屋庁舎）

森林は二酸化炭素の吸収や水資源の
かん養など、さまざまな働きを
通じて地域の人々の暮らしを支え
る公共財でもあります。平成31年
(2019年)4月に森林経営管理
法が施行され、森林所有者の皆さま
が適時に伐採・造林・保育を実施し、
森林を適切に管理する「責務」が明
確化されました。また、森林の適切
な経営や管理の確保のため森林経営
管理制度(新しい森林管理システム)
が創設され、森林経営の集約化など
により木材生産の場として利用を図
るとともに、林業経営に適さない人
工林については針葉樹と広葉樹の混
じりあった森林に誘導するなど、「多
様で健全な森林として整備するこ
と」を目的としています。

意向調査

●有田川町では、今後10年程度を目
途に、町全体の人工林について計
画的に意向調査を実施
今年度の調査対象は、**押手地区・
杉野原地区・宇井苔地区・御霊地域**
です。

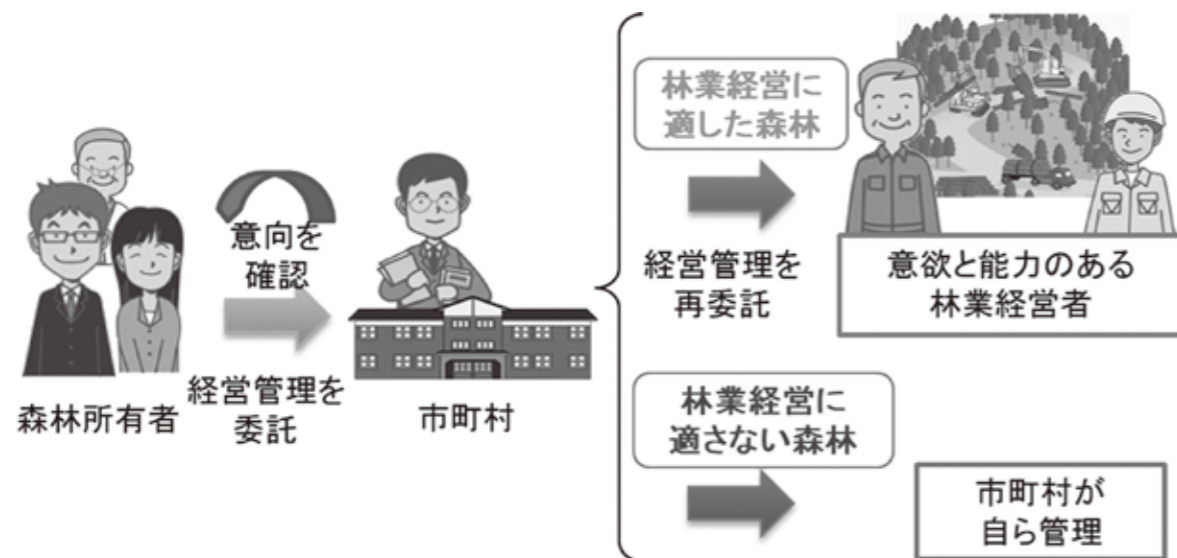
意向調査票は、7月以降、清水地
域には清水森林組合から、金屋地域
には金屋町森林組合から、吉備地域
には産業課からお送りします。
意向調査の候補となる対象森林
は、次の全てを満たした森林です。
①私有林の人工林であること
②森林経営計画が設定されていない
こと

以上の森林を抽出し、対象森林所
有者に「所有山林に関する意向調査」
を送付します。ご多忙の折恐縮です
が、アンケートにご協力いただきま
すようお願いいたします。

制度に関して

詳しいことは林野庁のホームペー
ジ (<http://www.rinya.maff.go.jp/>)
をご覧ください。

森林経営管理の進め方



- ①森林所有者の皆さんに、所有する森林を今後どのように経営や管理をしていきたいかをお聞きする「意向調査」を行います。
- ②森林所有者が自ら森林の経営管理を行うことが難しい場合は、町が森林所有者と相談の上で森林の経営管理を引き受けます。
- ③町は、お預かりした森林が林業経営に適した森林の場合は、林業経営者に管理を再委託します。
- ④林業経営に適さない森林等については、町が管理を行います。

有田川防災まちづくり「警戒レベル」の運用開始 警戒レベル4で全員避難

総務課（吉備庁舎）

今年度の出水期から「警戒レベル」を用いた避難勧告などの発令と「警戒レベル相当情報」を用いた防災気象情報の発信が始まりました。

これまで、気象庁や市町村などからさまざまな防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるために多くの方が活用できない状況でした。これらを踏まえ、皆さまが情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルによって提供し、皆さまの避難行動を支援するために発信します。

「警戒レベル」とは？

災害発生の恐れの高まりに応じて、5段階のレベル分けで危険度を分かりやすく示し、早期避難などの命を守る最善の行動を取るよう、促すためのものです。

警戒レベルに注意し、「警戒レベル4『避難勧告』」が発令されたときは「警戒レベル4『避難指示（緊急）』」「警戒レベル5『災害発生情報』」を待つことなく、全員避難してください。なお、高齢の方や体が不自由な方など避難に時間を要する方は「警戒レベル3『避難準備・高齢者等避難開始』」で避難を開始してください。

警戒レベル	皆さまがとるべき行動	皆さまに行動を促す情報	防災無線の放送例	情報発信元
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令	「警戒レベル5『災害発生情報』」発令。命を守る最善の行動をとってください	有田川町
警戒レベル4	安全な避難場所などへ立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。屋外への避難がかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合は、頑丈な建物の2階以上へ垂直避難を行う。	避難指示（緊急） ※地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合などに発令 ※必ず発令される情報ではありません 避難勧告 ※避難勧告発令で全員が避難行動をとること	「警戒レベル4『避難指示（緊急）』」発令。緊急に避難をしてください 「警戒レベル4『避難勧告』」発令。速やかに全員避難を開始してください	有田川町
警戒レベル3	高齢者や体が不自由な方などは、立ち退き避難を行う。その他の人は避難準備を始め、危険を感じたら避難行動をとる。	避難準備・高齢者等避難開始	「警戒レベル3『避難準備・高齢者等避難開始』」発令。避難に時間のかかる方は、避難を開始してください	有田川町
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報		気象庁
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意報		気象庁

「警戒レベル相当情報」とは？

気象庁や県などが発表する防災気象情報について、今後「警戒レベル〇相当情報」が付いて発表されます。警戒レベル相当情報を自らの避難判断の参考として、主体的な避難行動につなげてください。

なお、役場では下記の警戒レベル相当情報を参考として、総合的に判断し、避難情報を発令します。

警戒レベル相当情報	皆さまが自ら行動をとる際の判断に参考となる情報		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	洪水による浸水の恐れがある地域	全ての地域	
警戒レベル5相当情報	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害）	・大雨特別警報（土砂災害）
警戒レベル4相当情報	氾濫危険情報 ※金屋水位観測所の水位 6.1 m ※粟生水位観測所の水位 6.3 m	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険・極めて危険）
警戒レベル3相当情報	氾濫警戒情報 ※金屋水位観測所の水位 5.3 m ※粟生水位観測所の水位 5.5 m	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル2相当情報	氾濫注意情報 ※金屋水位観測所の水位 4.1 m ※粟生水位観測所の水位 4.5 m	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル1相当情報	警戒レベル1相当情報に該当する防災気象情報はありませ		

特別会計の予算執行状況

収支不足については、基金から一時的に繰り入れて資金運用しています。

会計区分	平成 30 年度予算額	各会計の上段：収入済額、下段：支出済額		
		上半期（4～9月）	下半期（10～3月）	合計
国民健康保険事業特別会計	36 億 3,833 万円	18 億 6,922 万円 15 億 3,947 万円	16 億 2,723 万円 18 億 2,888 万円	34 億 9,645 万円 33 億 6,835 万円
後期高齢者医療特別会計	7 億 4,674 万円	1 億 277 万円 2 億 5,652 万円	2 億 5,622 万円 4 億 1,879 万円	3 億 5,899 万円 6 億 7,531 万円
介護保険事業特別会計	31 億 9,371 万円	12 億 9,859 万円 12 億 9,290 万円	13 億 5,033 万円 15 億 4,602 万円	26 億 4,892 万円 28 億 3,892 万円
簡易水道事業特別会計	6 億 3,822 万円	8,258 万円 2 億 4,247 万円	1 億 546 万円 2 億 6,946 万円	1 億 8,804 万円 5 億 1,193 万円
農業集落排水事業特別会計	2 億 8,971 万円	2,403 万円 1 億 2,818 万円	2,784 万円 1 億 2,911 万円	5,187 万円 2 億 5,729 万円
簡易排水事業特別会計	176 万円	36 万円 113 万円	44 万円 48 万円	80 万円 161 万円
浄化槽事業特別会計	808 万円	187 万円 252 万円	224 万円 269 万円	411 万円 521 万円
かなや明恵峡温泉特別会計	6,384 万円	2,835 万円 4,020 万円	3,131 万円 2,157 万円	5,966 万円 6,177 万円
特別養護老人ホーム等事業特別会計	446 万円	16 万円 16 万円	0 万円 20 万円	16 万円 36 万円
公共下水道事業特別会計	18 億 9,995 万円	1 億 1,003 万円 6 億 1,001 万円	5 億 4,044 万円 7 億 6,679 万円	6 億 5,047 万円 13 億 7,680 万円
岩倉財産区管理会特別会計	6 万円	4 万円 4 万円	0 万円 0 万円	4 万円 4 万円
粟生財産区管理会特別会計	32 万円	32 万円 2 万円	9 万円 0 万円	41 万円 2 万円
城山山林財産区管理会特別会計	192 万円	192 万円 4 万円	0 万円 0 万円	192 万円 4 万円
八幡山林財産区管理会特別会計	88 万円	17 万円 3 万円	70 万円 76 万円	87 万円 79 万円
安諦山林財産区管理会特別会計	11 万円	11 万円 3 万円	0 万円 0 万円	11 万円 3 万円
合計	104 億 8,809 万円	35 億 2,050 万円 41 億 1,370 万円	39 億 4,233 万円 49 億 8,477 万円	74 億 6,283 万円 90 億 9,847 万円

公営企業会計（水道事業会計）の予算執行状況

区分	収入予算額	収入済額			支出予算額	支出済額		
		上半期（4～9月）	下半期（10～3月）	合計		上半期（4～9月）	下半期（10～3月）	合計
収益的	4 億 9,159 万円	2 億 446 万円	2 億 7,901 万円	4 億 8,347 万円	4 億 2,330 万円	7,688 万円	2 億 9,213 万円	3 億 6,901 万円
資本的	2 億 9,706 万円	57 万円	2 億 1,528 万円	2 億 1,585 万円	4 億 4,335 万円	2,673 万円	3 億 794 万円	3 億 3,467 万円

地方債と一時借入金の状況

会計区分	借入現在高
一般会計	191 億 3,680 万円
簡易水道事業特別会計	25 億 5,612 万円
農業集落排水事業特別会計	13 億 5,282 万円
簡易排水事業特別会計	458 万円
浄化槽事業特別会計	2,787 万円
公共下水道事業特別会計	88 億 3,658 万円
水道事業会計	5 億 4,990 万円
合計	324 億 6,466 万円
一時借入金 (一般会計及び特別会計)	0 万円

基金（貯金）の状況

区分	基金現在高
財政調整基金	40 億 9,524 万円
減債基金	14 億 7,174 万円
その他特定目的基金	80 億 7,904 万円
合計	136 億 4,602 万円

基金と地方債（借入金）の状況

平成 31 年（2019 年）3 月 31 日現在での町全体の基金現在高は 136 億 4,602 万円となり、前年度より 4 億 3,225 万円の増額となりました。

その中でもふるさと応援基金が 2 億 2,192 万円の増額、公共施設整備基金が 2 億 941 万円の増額となりました。

また、地方債の借入現在高については、324 億 6,466 万円で、前年度より 9 億 1,398 万円の減額となりました。全会計の中で公共下水道事業特別会計が公共下水道整備により増額となったが、それ以外の会計で減額となりました。

一般会計では、新規借入により辺地対策事業債および災害復旧事業債が増額となったが、それ以外の地方債は償還終了などによって減額となりました。

この財政事情は、条例に基づき町民の皆さまに状況をお知らせし、町財政の実態についてご理解をいただくため、平成 30 年度（2018 年度）の各会計の予算額と平成 31 年（2019 年）3 月 31 日現在の執行状況について公表します。

お問い合わせ
財務課

一般会計の予算執行状況

予算額には、前年度からの繰り越し事業分も含まれています。また、端数処理のため合計欄の数値が一致しない場合があります（以降の表についても同じ）。

歳入科目	平成 30 年度予算額	収入済額		
		上半期（4～9月）	下半期（10～3月）	合計
町税	29 億 9,203 万円	20 億 4,298 万円	8 億 8,154 万円	29 億 2,452 万円
地方譲与税	1 億 5,345 万円	4,082 万円	1 億 1,263 万円	1 億 5,345 万円
利子割交付金	869 万円	357 万円	512 万円	869 万円
配当割交付金	1,527 万円	473 万円	1,054 万円	1,527 万円
株式等譲渡所得割交付金	1,277 万円	0 万円	1,277 万円	1,277 万円
地方消費税交付金	4 億 6,739 万円	2 億 6,249 万円	2 億 490 万円	4 億 6,739 万円
ゴルフ場利用税交付金	2,916 万円	1,236 万円	1,680 万円	2,916 万円
自動車取得税交付金	4,750 万円	1,407 万円	3,343 万円	4,750 万円
地方特例交付金	1,818 万円	1,818 万円	0 万円	1,818 万円
地方交付税	65 億 5,674 万円	43 億 2,038 万円	22 億 3,636 万円	65 億 5,674 万円
交通安全対策特別交付金	264 万円	138 万円	126 万円	264 万円
分担金及び負担金	1 億 7,182 万円	7,507 万円	9,194 万円	1 億 6,701 万円
使用料及び手数料	1 億 3,119 万円	4,820 万円	4,538 万円	9,358 万円
国庫支出金	11 億 7,178 万円	2 億 9,168 万円	6 億 6,291 万円	9 億 5,459 万円
県支出金	14 億 7,796 万円	1 億 914 万円	5 億 7,128 万円	6 億 8,042 万円
財産収入	4,817 万円	3,065 万円	1,748 万円	4,813 万円
寄附金	2 億 3,258 万円	6,492 万円	1 億 5,448 万円	2 億 1,940 万円
繰入金	11 億 1,118 万円	0 万円	3 億 8,150 万円	3 億 8,150 万円
繰越金	3 億 9,909 万円	3 億 9,909 万円	0 万円	3 億 9,909 万円
諸収入	3 億 3,964 万円	1 億 4,309 万円	7,363 万円	2 億 1,672 万円
町債	14 億 8,980 万円	0 万円	5 億 940 万円	5 億 940 万円
合計	168 億 7,702 万円	78 億 8,281 万円	60 億 2,335 万円	139 億 616 万円

歳出科目	平成 30 年度予算額	支出済額		
		上半期（4～9月）	下半期（10～3月）	合計
議会費	1 億 808 万円	5,777 万円	5,017 万円	1 億 794 万円
総務費	14 億 9,837 万円	7 億 1,846 万円	5 億 8,234 万円	13 億 80 万円
民生費	38 億 6,940 万円	11 億 3,859 万円	15 億 8,282 万円	27 億 2,141 万円
衛生費	11 億 9,729 万円	3 億 8,403 万円	4 億 2,503 万円	8 億 906 万円
労働費	2,708 万円	1,054 万円	1,047 万円	2,101 万円
農林水産業費	15 億 7,934 万円	2 億 9,424 万円	5 億 3,372 万円	8 億 2,796 万円
商工費	1 億 9,431 万円	9,584 万円	5,935 万円	1 億 5,519 万円
土木費	12 億 2,808 万円	1 億 6,696 万円	2 億 8,658 万円	4 億 5,354 万円
消防費	9 億 4,167 万円	3 億 4,205 万円	4 億 238 万円	7 億 4,443 万円
教育費	11 億 4,660 万円	4 億 8,168 万円	5 億 4,695 万円	10 億 2,863 万円
災害復旧費	8 億 8,637 万円	6,580 万円	2 億 3,701 万円	3 億 281 万円
公債費	32 億 6,149 万円	8 億 3,088 万円	13 億 5,911 万円	21 億 8,999 万円
諸支出金	5 億 1,320 万円	2,354 万円	1,563 万円	3,917 万円
予備費	4 億 2,575 万円	0 万円	0 万円	0 万円
合計	168 億 7,702 万円	46 億 1,036 万円	60 億 9,157 万円	107 億 193 万円

平成 30 年度（2018 年度）一般会計の特徴

平成 30 年度（2018 年度）予算額は、前年度予算額 156 億 1,109 万円と比較して約 12 億 7,000 万円の増額となりました。増額となった主な要因は、災害復旧費の増、過去に金融機関から借り入れた高利率の地方債を繰り上げて償還したことによる公債費の増、防災行政無線デジタル化改修事業による消防費の増および緊急経営体育成支援事業による農林水産業費の増によるものです。

一般会計予算額を町民 1 人当たり換算すると…

1 人当たりの町税負担額 11 万 1,626 円
1 人当たりに使われるお金 62 万 9,646 円
1 人当たりの町債残高 71 万 3,953 円

※人口 平成 31 年（2019 年）3 月 31 日現在 2 万 6,804 人

介護保険に関するお知らせ

■長寿支援課（金屋庁舎）

制度のご紹介

介護保険サービスを利用する低所得者の負担を軽減する制度です。

介護保険負担限度額認定

介護保険施設サービス（短期入所を含む）を利用すると、介護サービス費の他に居住費等や食費を負担することになります。低所得の方の施設利用が困難にならないように、申請して認められた場合は、居住費等や食費が負担の上限額（負担限度額）までの自己負担になります。

居住費・食費の上限額（自己負担限度額）（1日あたり）

利用者負担段階	居住費（滞在費）の上限額			食費の上限額
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室・従来型個室	多床室	
第1段階	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	820円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。

負担割合 3割	下記の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯：340万円以上 ・2人以上世帯：463万円以上
負担割合 2割	上記（利用者負担が3割）以外の人で、下記の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯：280万円以上 ・2人以上世帯：346万円以上
負担割合 1割	・上記（利用者負担が3割・2割）以外の人 ・40～64歳の人（2号被保険者）

※合計所得金額とは／税法上の合計所得金額から、土地や建物の売却に係る短

ば、その人は2割または3割の利用者負担とはなりません。また、2割および3割の利用者負担となった人であっても、月額の利用者負担に上限額があるため、申請によって上限額を超えた金額が「高額介護サービス費」として後で払い戻されます。

●負担割合の変更があるとき

- ・所得更正があったとき
- ・転出入等による同一世帯の1号被保険者数が増減があったとき

介護保険料が変わりました

期・長期介護所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は0円として計算します。

※その他の合計所得金額とは／合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた額をいいます。なお、マイナスの場合は0円として計算します。

介護保険制度は、40歳以上の人が納める保険料と、国・県・町の負担金で賄われています。このうち、65歳以上の人の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、皆さまの所得に応じて段階的に設定されています。

令和元年度（2019年度）から、低所得者に対する介護保険料軽減強化のため、保険料率が引き下げられました。

介護保険料は、原則として特別徴収（年金から天引き）されています。特別徴収以外の人（普通徴収の人）は、町から送付する納付書や口座振替により、納期限までに納付してください。

平成30年（2018年）～令和2年（2020年）の介護保険料の基準額
月額 6,200円

段階	計算基礎	対象者	介護保険料	
			月額	年額
第1段階	基準額×0.375 (基準額×0.45)	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人 ・住民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	2,325円 (2,790円)	2万7,900円 (3万3,480円)
第2段階	基準額×0.625 (基準額×0.75)	住民税非課税世帯で前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超えて120万円以下の人	3,875円 (4,650円)	4万6,500円 (5万5,800円)
第3段階	基準額×0.725 (基準額×0.75)	住民税非課税世帯で前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円を超える人	4,495円 (4,650円)	5万3,940円 (5万5,800円)
第4段階	基準額×0.90	本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者が居る場合、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人	5,580円	6万6,960円
第5段階	基準額	本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者が居る場合、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超える人	6,200円	7万4,400円
第6段階	基準額×1.20	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,440円	8万9,280円
第7段階	基準額×1.30	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	8,060円	9万6,720円
第8段階	基準額×1.50	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	9,300円	11万1,600円
第9段階	基準額×1.70	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	1万540円	12万6,480円

※第1～3段階の（ ）内は平成30年度（2018年度）の保険料です。

申請が必要で

負担限度額の適用を受けようとする人は、「介護保険負担限度額認定申請書」と「同意書」を提出してください。なお、申請には本人および配偶者の資産状況などの記入や預金通帳の写しの添付が必要です。

該当と認められる場合には、「介護保険負担限度額認定証」を交付します。認定証の有効期限は、申請月の初日（1日）から、7月31日までです。引き続き適用を受けようとする場合は、改めて申請が必要です。

認定要件

- ①本人および世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が、住民税非課税であること。
- ②預貯金などが単身で1000万円・夫婦で2000万円以下であること。

社会福祉法人などによる生活困難者の利用者負担軽減

社会福祉法人が、特に生計が困難な利用者に対して、介護サービスを利用した利用者負担の1割分と食費・居住費（滞在費）の利用者負担の軽減をします。

この軽減を受けるためには、利用者または家族などによる申請が必要

で、社会福祉法人に提出するための「確認証」の交付を受けなければなりません。

確認証の有効期限は、申請月の初日（1日）から、7月31日までです。なお、認定要件として、収入や預貯金などの条件が複数あります。

- 申請先／長寿支援課（金屋庁舎）・住民課（吉備庁舎）・清水行政局 住民福祉室

介護保険負担割合証の送付（更新）

負担割合証の更新時期となったので、更新した負担割合証（色はピンク）を7月下旬に送付します。要介護（支援）認定を受けている人は、保険証と一緒に、更新となった1割、2割または3割と記載された負担割合証をお持ちいただく必要があります。

有効期間は、当該年度の8月1日から翌年度の7月31日までの1年間です。毎年、前年の合計所得金額等により判断され、更新されます。

2割および3割の利用者負担となるのは、基準以上の所得を有する本人のみです。同一世帯に他に介護サービスを利用する方がいても、その人自身の所得が基準以上でなければ

おとな

こども

集団健診

金屋庁舎健康推進課
清水行政局住民福祉室

- 7月1日(月) 8:00~9:00 石垣公民館
特定・胃・大腸・胸部・前立腺・乳房
- 7月6日(土) 8:00~9:00 きびドーム
特定・胃・大腸・胸部・前立腺・乳房
- 7月16日(火) 8:00~9:00 金屋文化保健センター
特定・胃・大腸・胸部・前立腺・乳房
- 8月3日(土) 8:00~9:00 金屋文化保健センター
特定・胃・大腸・胸部・前立腺・乳房
- 8月25日(日) 8:00~9:00 きび保健福祉センター
特定・胃・大腸・胸部・前立腺・乳房・子宮

健康相談

金屋庁舎健康推進課
清水行政局住民福祉室

- 7月3日(水)・8月7日(水) ■場所/金屋文化保健センター
- 7月29日(月) ■場所/清水保健センター

実施時間
9:00~11:00

子どもの健康相談

金屋庁舎健康推進課
清水行政局住民福祉室

- 7月1日(月) 清水保健センター
- 7月4日(木) 金屋文化保健センター
- 7月11日(木) 金屋文化保健センター
- 7月18日(木) 金屋文化保健センター
- 7月25日(木) 金屋文化保健センター
- 8月1日(木) 金屋文化保健センター
- 8月5日(月) 清水保健センター

実施時間
9:00~11:00

乳幼児健診

金屋庁舎健康推進課

- 4カ月児健診 [平成31年(2019年)3月生まれ]
7月23日(火) 13:00~13:15
- 10カ月児健診 [平成30年(2018年)8月生まれ]
7月2日(火) 12:30~12:45
- 1歳6カ月児健診 [平成29年(2017年)11月生まれ]
7月17日(水) 12:45~13:00
- 2歳児健診 [平成29年(2017年)4月生まれ]
7月24日(水) 12:45~13:00
- 3歳6カ月児健診 [平成27年(2015年)12月生まれ]
7月10日(水) 12:45~13:00

育児サロン

清水行政局住民福祉室

- 7月1日(月)・8月5日(月) ■場所/清水保健センター

実施時間
9:00~11:00

あなたの健康を支える「国民健康保険」

医療費状況(令和元年(2019年)5月)

加入者数	7,939人
支払額	3億25万円
1人当たりの医療費	3万7,820円 (前年同月4万999円)
30年度1人当たりの医療費	3万6,719円/月 44万630円/年

医療費が増えると、自己負担額や国保税の増加につながります。私たちのちょっとした心がけで、その増加を止めることができます。

<私たちにできること>

1. お医者さんのかかりかたを見直しましょう(重複・頻回受診などは、なるべく避けましょう)
2. 休日・時間外受診はできるだけ避けましょう
3. 薬は上手に飲みましょう(ジェネリック医薬品について検討してみましょう)
4. 健康診断を受けましょう

自殺者は減っているのでは？
人の命は何ものにも代え難いものです。しかし自殺者は後を絶ちません。日本では、全体の自殺者数は減少しているものの、若年層の減少率が小さく、主要国の中での自殺率はロシアに次いで高い水準となっています。
自殺の背景はほとんどの場合、病

自殺の背景はほとんどの場合、病
気や障害などの健康問題や失業・倒産、多重債務、長時間労働などの社会的・経済的問題、職場・学校・家庭の問題といったさまざまな悩みを抱えて心理的に追い込まれてしまった末のものです。また「死にたい」と考えている人自身も、「生きたい」という本心との間で激しく揺れ動いており、自殺に至る何らかのサイン



「いつもと違う」に気付いたら
まずは勇気を出して「声掛け」を
もそも、いつも顔を合わせる人の
元気が最近ないなど、いつもと違っ
ていたら…。まずは勇気をもって
「どうしたの？」「よく眠れている？」
などと声をかけてみませんか。「周
囲が手を差し伸べ、話を聴く」こと
によって、結果として自殺を考えた
人がそれに乗るという調査結果があ
ります(内閣府「自殺対策に関する
意識調査」)。
有田川町では、平成26年度
(2014年度)から「ゲートキー
パー養成講座」を開催しています。
今年度の講座の詳細が決まり次第、
本紙や回覧物などでお知らせしま
す。ぜひご参加ください。

あなたも「ゲートキーパー」に
大切な人の悩みに気付く、支える
ゲートキーパーとは、悩んでいる
人に気付き、声をかけ、話を聴いて、
必要な支援につなげ、見守る人のこ
とです。命の「門番」という意味で
呼ばれています。

自殺につながるサインや状況

「元気がない」「口数が減った」
など、いつもと違う時は要注意
さまざまな悩みを抱えることに
よって精神面だけでなく、体や日常
生活にも影響を及ぼすこともありま
す。例えば、

- ・元気がなくなった
- ・食事が減った
- ・よく眠れない(普段より疲れた顔)
- ・ため息が目立つ
- ・口数が減った

など、いつもと違う様子なら、特に
注意が必要です。
また、自殺者の大半がうつ病など
の精神疾患にかかっていたことも分
かっています。

乳幼児を子育て中の皆さまへ
子育て支援センターは
皆さまの子育てを応援します!

ほっとルームでは自由に遊んでおしゃべりできる場所を、あそびのひろばでは楽しいあそびを用意してお待ちしています。一緒に子育てを楽しみましょう!

子育てワンポイントアドバイス

余裕がなくなったら、
まず深呼吸してリフレッシュ

	開設日時など	
子育て悩み相談	月曜日(要予約)	8時30分~17時15分
子育て相談・ほっとルーム & お外遊び	火曜日~木曜日	9時~11時・13時30分~16時30分
あそびのひろば	●第1・第3金曜日/0~1歳半 ●第2・第4金曜日/1歳半~就学前 ※第5金曜日はお休みです	10時~11時30分(9時30分受け付け開始) 14時~15時(13時30分受け付け開始)
「たまてばこ」さんの 絵本の読み聞かせ	奇数月の第1金曜日(午前の「あそびのひろば」)/0~1歳半 偶数月の第2金曜日(午前の「あそびのひろば」)/1歳半~就学前	
にこにこひろば (1歳半~)	●第4水曜日(7月24日)10時~11時 ※9時30分受け付け開始 ※受け付け後、10時まで自由遊び ●内容/水に浮かべて遊ぼう!(タオルや着替えを持ってきてね) ●場所/金屋文化保健センター	
●場所(にこにこひろば以外)/子育て支援センター(旧きび中央保育所) ☎090-7966-7697・52-5474(ファクス兼用)		

高齢者の暮らしを応援! 地域包括支援センターだより

有田川町地域包括支援センターでは、介護予防などの相談に応じています。

ロバつうしん

認知症キャラバン・メイト連絡会では、「ロバつうしん」を通じ、「認知症サポーター養成講座」の様子や日々の活動をお伝えしています。皆さまの講座受講をお待ちしています。

4月20日(土)に田殿丹生神社 敬神婦人会の48人が「認知症サポーター養成講座」を受講してくれました。受講後の感想として「認知症の予防として人とのコミュニケーションを大いにとり、笑顔で過ごせるようにしたい」や「思いやりをもち、気配りができる人間になりたいと思った」などが聞かれました。

有田川町では毎年、地域や学校などで受講いただき、認知症を正しく理解し誰もが安心して住み続けられるやさしい町を目指しています。皆さまのお住まいの地域でも、随時開催できるので、地域包括支援センターまでご連絡ください。



地域通貨モデル事業「ありがとう券」の換金終了

平成28年度(2016年度)から、庄地区と徳田地区で実施していた地域通貨モデル事業について、平成31年(2019年)3月31日をもって終了しました。

つきましては、まだ換金されていない地域通貨「ありがとう券」がございましたら、下記期日までに換金くださいますようお願いいたします。

なお、期日を過ぎますと換金はできません。換金されなかった現金につきましては、期日終了後、日本赤十字社社資へ寄付いたしますのでご了承ください。

- 換金期日/令和元年(2019年)9月30日(月)

※役場開庁日時に伴う

- 換金場所/長寿支援課 地域包括支援センター(金屋庁舎)



消防だより

有田川町消防本部 ☎ 52・5950
吉備金屋消防署 ☎ 52・5950
清水消防署 ☎ 25・1243

病院紹介(和歌山県救急医療情報センター) ☎ 073・426・1199

今年の出勤など(累計)

火災 : 6件
救急 : 561件
救助 : 4件
(令和元年5月31日現在)

水難事故にご用心

夏は水辺で遊ぶ機会が増える季節です。

水辺のトラブルは重大事故につながりやすく、子どもの事故は河川で多く発生しています。

次の事項に注意して、安全にレジャーを楽しみましょう。
・天候や川の状態には、常に注意しましょう。

・川の流れが急なところ、深みには注意してください。地形により流速が増し、急に深くなる場所があります。
・もし流されてしまった場合は、流れに逆らわず、安全な場所まで流されるようにし、助けを待ちましょう。

楽しく花火をするために

夜を彩る花火は夏の風物詩。親子でおもちゃ花火を楽しむという家庭も多いのではないのでしょうか。

しかし、毎年7月から8月は、おもちや花火の事故が多発する時期でもあります。事故を防ぐためにも、次のことを守りましょう。

・花火に書いてある遊び方をよく読んで、必ず守りましょう。
・花火を人や家に向けたり、燃えやすいものの近くで遊んだりしないようにしましょう。
・風の強い日は花火遊びをしないようにしましょう。



自然を甘く見ず、危険を認識し、計画を立てて行動しましょう。

・水の入ったバケツなどを用意し、子どもだけで遊ばないようにしましょう。
・吹き出し・打ち上げなどの筒もの花火は、途中で火が消えてものぞいてはいけません。大けがにつながる可能性があります。

やけどや火災の危険性を知ってもらうため、消防署では「おもちや花火教室」を各保育所で開催しています。

災害時の発電機などの使用

北海道胆振東部地震で、停電した室内で発電機を使用し、一酸化炭素中毒で死亡するという事故が数件発生しました。

災害が発生した場合、復旧までにはガスや石油機器、小型発電機などを使用することが予想されます。これらの製品は、使い方によっては火災や一酸化炭素中毒などの事故を引き起こす危険があります。事故防止のため、次の事項に注意してください。

・カセットこんろのボンベは、ガスが漏れださないように正しく装着



発電機の例(右部分)

する。また、ボンベカバーまで覆うような大きな鍋や鉄板は使用しない。放射熱でボンベが熱せられ、爆発する恐れがあります。
・小型発電機の運転中の排気ガスには一酸化炭素が含まれているため、屋内では使用しない。屋外で使用する場合でも、風通しの悪い場所では一酸化炭素中毒になる恐れがあるので、風通しの良い場所で使用しましょう。

体育祭・運動会



吉備中学校

5月18日（土）、「REIWA ～新時代を俺たちが創る～」のスローガンの下、吉備中学校体育祭を開催しました。体育祭に向けて一生懸命に取り組んできた生徒たち。当日はそれぞれの力を十分に発揮し、クラス一丸となり、大いに盛り上がった体育祭になりました。

また一つ、主体性が身につくとともに、良い思い出になりました。



田殿小学校

5・6年生組み立て体操「一致団結、つながれ56人の思い」

5月25日（土）、真夏を思わせる暑さのもとで「“熱い”運動会」を行いました。全校児童のやる気がみなぎり、一人一人の「笑顔」「いいところ」がたくさん見られる運動会になりました。

盆前の「し尿くみ取り」

盆までにし尿のくみ取りを希望する方は、7月16日（火）までに、次のし尿収集業者にお申し込みください。

※7月16日（火）を過ぎると、盆までにくみ取りができないことがあります。

※収集業務は8月12日（月）から8月18日（日）まで休業します。

吉備・金屋地域

・上田衛生 ☎52・4582

・（有）武田清掃 ☎32・2391

清水地域

・（有）武田清掃 ☎32・2391

廃棄物不法投棄対策の強化

和歌山県では、廃棄物不法投棄対策として監視カメラの設置と監視パトロールを行い、それを周知することで不法投棄の抑制につなげています。しかし、依然として不法投棄



不法投棄される大量の廃棄物

が無くならないため、平成28年度（2016年度）から新たに小型監視カメラを導入し、不法投棄対策を行ってきました。今年度からは小型監視カメラの台数を増やし、対策強化を図ります。

町内では、12月から令和2年（2020年）2月の間は川口地区に、令和2年（2020年）3月から5月の間には岩野河地区・粟生地区に小型監視カメラを設置するとともに、重点的にパトロールを行い、

お知らせ

環境衛生課からの

吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
〜ごみ分別すれば資源〜



監視を強化します。

小型監視カメラで得た情報は、廃棄物不法投棄の抑制、発見した場合の指導などの徹底や警察への通報を目的としたもので、それ以外に用いることはありません。今後も監視体制や啓発、関係機関との連携を強化し、廃棄物不法投棄の防止に取り組めます。

クリーンエネルギー補助制度

低炭素社会づくりの促進を図るため、太陽光発電設備補助制度と太陽熱利用設備補助制度があります。

補助制度を利用する場合は、着工前に申請が必要です。詳しくは環境衛生課までお問い合わせください。

太陽光発電設備補助制度

●対象者／太陽光発電設備（10kW未満）を新設しようとする方で、今年度中に電力会社と電力需給契約を結ぶことができ、完成時に町内に住所を有している方
●補助額／最大出力1kW当たり4万円、上限12万円（モジュール出力で計算）

太陽熱利用設備補助制度

●対象者／町内に太陽熱利用機器を設置しようとする個人または事業者
●補助額／設備導入費用の3分の1以内、上限10万円
※ただし貯湯槽を屋上に設置するタイプは一律7万円
●対象システム／太陽熱を給湯または空調などに利用する設備で、未使用品に限りません。サンルーム・ビニールハウスなどは除きます。

1人1日当たりのごみ排出量が県内市町村で4番目に少ない市町村に排出量は743.3g（1人1日当たり）

環境省から公表された一般廃棄物処理事業実態調査の結果（平成29年度〔2019年度〕）によると、有田川町の1人1日当たりのごみ排出量は743.3gで、和歌山県内で4番目に少ない市町村となっています。これは1人当たり年間約270kgのごみを排出していることになります。

また、ごみ排出量のうち、家庭から出る燃えるごみの計画収集量については、1人1日当たり364.0gで、県内市町村で最少となっています。有田川町では、ごみ減量を目指してコンポスト容器の無料貸与や生ごみ処理機の購入補助を行っています。

図書館だより

金屋図書館 ☎ 32-5789
地域交流センター (ALEC) ☎ 52-4730
ちいさな駅美術館 ☎ 52-2580
しみず図書室 ☎ 25-1788

7月9日(火)は、しみず図書室を休館とさせていただきます。7月18日(木)は、蔵書点検のため、地域交流センター(ALEC)・ちいさな駅美術館が臨時休館となります(金屋図書館・しみず図書室は開館)。図書の返却には、ブックポスト(ALEC・金屋図書館・しみず図書室に設置)をご利用ください。※大型絵本などは開館時にカウンターへ返却をお願いします。

7月の移動図書館

7月 2日(火)	小川小学校(返却のみ)	13:00～13:30
7月 3日(水)	こころの医療センター	14:10～14:30
7月 5日(金)	八幡小学校(返却のみ)	13:00～13:45
	西ヶ峯小学校(返却のみ)	15:25～15:45
7月10日(水)	安壽小学校(返却のみ)	12:40～13:00
	しみず園	15:30～16:00
7月11日(木)	鳥屋城小学校(返却のみ)	13:00～13:30
7月17日(水)	こころの医療センター	14:10～14:30
7月18日(木)	石垣小学校(返却のみ)	13:00～13:30

新着図書案内

■一般書

昭和よ、…………… 山藤章二／著
 リラと戦禍の風 …………… 上田早夕里／著
 検事の信義 …………… 袖月裕子／著
 バジレウス …………… 塚本青史／著
 不老虫 …………… 石持浅海／著
 心音 …………… 乾ルカ／著
 不見(みず)の月 …………… 菅浩江／著
 むかむかしあるところに、死体がありました。 …… 青柳碧人／著
 転生 …………… 笹本稜平／著
 指名手配作家 …………… 藤崎翔／著

■児童書

すだつきたのかわせみ …… 手島圭三郎／作
 いらないないばあさん …… 佐々木マキ／作
 パンダのパンやさん …… 岡本よしろう／作
 おなかがすいたよジョーンズさん！
 …… リチャード・スキャリー／作
 イマジナリーフレンドと
 …… ミシエル・クエヴァス／作
 とりづくし …… 内田麟太郎／作 石井聖岳／絵

ちいさな駅美術館～Ponte del Sogno～

羽尻利門 「夏がきた」絵本原画展

7/2(火)～7/31(水)

※最終日は15:00で終了
※7月18日(木)は臨時休館日



羽尻利門さんのおはなし会

日時／7月6日(土) 14:00～15:00

場所／ちいさな駅美術館

定員／親子25組(先着順)

申し込み／ちいさな駅美術館で受け付け中

※定員になり次第受け付け終了

※電話申し込み可 ☎ 52-2580

7月のイベント

申し込み不要
参加費無料

■おはなしマラソン

①日時／7月13日(土) 10:30～(約30分間)

場所／金屋図書館

②日時／7月7日(日)、20日(土)

いずれも 10:30～(約30分間)

場所／ちいさな駅美術館

■おひざでだっこのおはなし会

日時／7月9日(火) 10:00～11:00

場所／金屋図書館

対象／4カ月～2歳児

有田川 Library 公式 Twitter やってます！

「有田川 Library 公式 Twitter」では、利用者の皆さまへのより一層分かりやすい身近な情報発信を目的として、Twitter(ツイッター)による情報発信を行っています。

お薦めの本や最新のイベント情報、スタッフのつぶやきなど、旬の情報をいち早くお知らせします。ぜひご覧ください！

<https://twitter.com/AridagawaLib>



人権だより163

今年度重点テーマ「希望」に決定！



4月24日(水)、人権機関有田川定期総会を開催し、今年度の重点テーマを「希望」に決定しました。

人権啓発標語を募集します

● 応募対象／有田川町に在住または通勤・通学している方

● 内容／「希望(きぼう)」をテーマにした標語

● 応募方法／作品に氏名(ふりがな)・年齢・学校名と学年(学生の場合)・住所・電話番号を記載し、左記までご応募ください。応募は1人1作品です。

● 応募先

〒643-0153 有田川町中

井原 136番地2

有田川町教育委員会 教育部社会教育課内 人権機関有田川事務局宛

・電話 52-2111(代)

・ファクス 32-4827

● 応募期間／7月8日(月)～9月4日(水)

● 賞／「一般の部(高校生含む)」「中学生の部」「小学生の部」の3部門で若干数選考し、記念品を贈ります。

● 展示／優秀作品については、本誌への掲載や文化祭などでの展示、人権標語作品集など、啓発に広く活用します。

● その他

● 応募作品は未発表のものに限りません。
● 作品の著作権は主催者に帰属し、主催者が応募者の承諾を得ず、啓発用教材などに使用する場合があります。
● 応募作品は原則として返却しません。

思いやりの気持ちで

戦後生まれの私たちは、小学生の時に東京オリンピックの映像を学校のテレビで見せてもらいました。その後、大阪で万博が開催されたのは高校生の時でした。「月の石」など

が展示された会場に行くことができ、また太陽の塔を見て感動したことが思い出されます。

その後、日常生活の場でも洗濯機や掃除機、冷蔵庫などの電化製品が開発され、カラーテレビ・クーラー・自動車などの新しい製品が次々と出てきました。時代は平成へと移り、電子化、携帯電話の普及など、時代の発展は目覚ましいものがあります。平成は戦争がない平和な時代でしたが、自然災害が多く発生し、幾多の困難もありました。

移り変わる時代の中でも、私が一番つらく悲しい思いをしたのは虐待による子どもの死です。「こんな悲しい出来事があったらいいのだろう」「親が虐待して死なせてしまうなんて…」「子どもの人権っていったい誰が守ってあげるの?」「両親のはずなのに、世の中どうなってしまうんだろう」と理解に苦しみました。

思い起こせば、私たちの子育ての時は、自分たちの両親や近所の人たちに助けをもらい、教えてもらいながらの子育てでした。子どもは親や周りの大人を見て育っていくようであり、じいちゃん・ばあちゃんにそばにいて大きくなった子どもは、お年寄りに優しく接することができ、兄弟がいる子どもは親がいない時間を過ごすとき、互いに助け合うこと

が自然にできるようになるのかなあと実感する出来事がありました。

「令和」という新しい時代は、さらに身の回りのものが高度化し、より便利な世の中になっていくののに助け合ったり、思いやりの気持ちをもって接しあえたりする環境の中で、今の世代が子育てできることを願っています。

さまざまな人権問題がある昨今、人々にとって心穏やかで平和な世の中が続くように祈りたいです。

人権機関有田川委員 武内照美

お知らせ

人権特設相談所

7月18日(木)、人権特設相談所を開設します。相談は無料で、秘密は厳守されます。

● 場所／きび保健福祉センター

● 時間／13時～16時

■人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課
電話 52-2111
ファクス 32-4827

税務務者、世帯に属する被保険者、および特定同一世帯所属者の総所得金額などの合計が、表の計算方法により算出された基準額を下回れば、均等割・平等割が該当する割合の軽減を受けられます。軽減を受けるための申請は必要ありません。

軽減割合	軽減判定基準額
2割	総所得金額の合計が 33万円＋(国保被保険者数＋特定同一世帯所属者数)×51万円 以下
5割	総所得金額の合計が 33万円＋(国保被保険者数＋特定同一世帯所属者数)×28万円 以下
7割	総所得金額の合計が 33万円 以下

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も世帯主が変わらず同一の世帯に属する方をいいます。

まちのデータ

(平成31年5月末日現在)
 人口 26,482人 交通事故発生件数 (5月中、物損含む)
 男 12,474人 有田川町 60件
 女 14,008人 死者0人 負傷3人
 10,602世帯 湯浅警察署調べ

お知らせ

お問い合わせ 吉備庁舎
 電話番号 金屋庁舎 52-2111
 清水行政局

23-0001 所 22-0351 張 22-0254 出 26-0001 所 52-5356 城 山 出 張 所 23-0001 環 境 セ ン ク タ ー 52-5384
 粟 生 連 絡 所 52-7855
 五 郷 連 出 張 所 52-4882
 安 水 道 課 26-0001 有 休 日 急 患 診 療 所 52-3055
 A L E C (アレック) 52-4730 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 52-5474
 有 田 川 町 少 年 セ ン タ ー 090-7966-1697
 52-8744

相談

7月の行政相談

7月17日(水)
 ・金屋文化保健センター 9時～12時
 総務課(吉備庁舎)

子育て

みんなで楽しく料理しませんか?
 親子料理教室
 有田川町食生活改善推進協議会から親子料理教室開催のお知らせです。

- 日時/8月2日(金) 10時～(9時30分から受け付け開始)
- 場所/金屋文化保健センター
- 対象者/5歳児程度から小学生までの子どもとその保護者
- ※小学4年生以下の子どもが参加する場合は、必ず保護者の方も参加してください。
- 参加費/無料
- 持ち物/エプロン・三角巾
- 定員/20人(先着順)
- 申込締切日/7月31日(水)
- ※定員になり次第受け付け終了
- 申込方法/電話または窓口

健康

健診結果説明会

健診結果の見方が分からない方、説明会に参加してみませんか? 集団健診の結果説明会ですが、誰でも参加可能です。
 日時/7月25日(木) 13時30分～15時(13時15分から受け付け開始)
 場所/金屋文化保健センター
 内容/健診結果の見方、栄養士による減塩についての講話・減塩みそ汁の試食
 定員/10人(先着順)
 申込方法/電話または窓口

福祉

各種手当を受けている方は「現況届」をお忘れなく

児童扶養手当
 特別児童扶養手当
 特別障害者手当
 障害児福祉手当
 現況届は、現在手当を受けている方の今後1年間の受給資格を審査するもので、提出が義務付けられています。手当が支給されているか、停止されているかを問わず全ての受給者は現況届を提出しなければなりません。なお、

税金

国民健康保険税の賦課限度額

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
医療分	58万円	61万円
支援金分	19万円	19万円
介護分	16万円	16万円
合計	93万円	96万円

税制改正に伴い、令和元年度(2019年度)から国民健康保険税の医療分について「賦課限度額」が変更になりました。医療分の賦課限度額が58万円から61万円に引き上げられます。

医療

ひとり親家庭医療費受給者証の更新

今年度から、ひとり親家庭医療費受給者証の有効期限が「11月1日」翌年10月31日に変更となります。現在お持ちの受給者証は7月31日(水)で期限が切れるため、有効期限を「令和元年(2019年)10月31日(木)」まで延長した受給者証を送付します。
 ※10月に更新の案内と申請用紙を改めて送付します。

住民課(吉備庁舎)

重度心身障害児(者)医療費受給者証の更新手続き

現在お持ちの受給者証は、7月31日(水)で期限が切れます。8月以降の新しい受給者証をお渡しするので、更新手続きにお越しく下さい。なお、該当者には事前に案内と申請用紙を送付します。

更新手続きに必要なもの/①申請書②加入している健康保険証③現在お持ちの受給者証④印鑑⑤本人確認書類(免許証など)
 住民課(吉備庁舎)

国民年金

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。
 この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

令和元年度(2019年度)の申請書の受け付け開始日/7月1日(月)

※申請・審査対象期間は、令和元年(2019年)7月から令和2年(2020年)6月。
 ※平成30年度(2018年度)以前の国民年金保険料未納期間についても、申請日から2年1カ月前の月までさかのぼって免除申請することができます。

問 税務課(吉備庁舎)

問 住民課(吉備庁舎)・和歌山西年金事務所 ☎073・447・1660

老人医療費受給者証の更新手続き

満67歳以上70歳未満の方で、次の①～⑤の全ての要件を満たす方を対象にした医療費の助成制度です。所得や資産の保有状況は毎年変動することから、毎年、更新申請手続きが必要で...

国民健康保険各種認定証の更新手続き

中に処分が難しいものは除く）を有していないこと
⑤世帯以外の方から扶養を受けていないこと

問 住民課（吉備庁舎）

国民健康保険高齢受給者証の更新

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」の有効期限が7月31日（水）に切れるので、7月下旬に新しい高齢受給者証を郵送交付します。8月からは必ず新しい高齢受給者証をお使いください。
一部負担金の割合／70歳から医療機関などでお支払いいただく一部負担金の割合は、現役並み所得者は3割、その他の方は2割となります。一部負担金の割合は、受給者証に記載されます。

問 住民課（吉備庁舎）

①世帯全員の住民税が非課税であること
②世帯全員の収入の合計が次の基準以下であること（遺族年金・障害年金などあらゆる収入を含む）。
1人／100万円
2人／140万円
3人／180万円
※以降1人増えるごとに40万円加算
③預貯金・国債・株式などが350万円×世帯人数以下であること
④現在お住まいの土地・家屋以外の活用できる資産（田畑山林など直

有効期限が7月31日（水）になっている次の認定証は、それぞれ更新手続きが必要です。印鑑と保険証をご持参の上、8月1日（木）以降に申請にお越しください。
所得の変動や、世帯構成の変更などで7月まで該当していても、8月以降該当しない場合や、現在該当していなくても8月以降該当になる場合もあります。詳しくは住民課までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の被保険者証の色が「薄いオレンジ色」に
7月31日（水）の有効期限満了に伴い、被保険者証（保険証）を更新します。新しい保険証は「薄いオレンジ色」です。7月初旬ごろから順次郵便（簡易書留）で送付予定です。
使用は7月1日（月）から
今回お届けする「薄いオレンジ色」の保険証は7月1日（月）から使用できます。届くまでは現在お持ちの「水色」の保険証をご利用ください。
現在お持ちの「水色」の保険証「水色」の保険証は8月1日（木）

以降、使用できません。
「薄いオレンジ色」の保険証が届き次第、「水色」の保険証は、住民課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分注意の上、処分してください。
その他
令和元年度（2019年度）住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますので、ご確認ください。
住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります。【例】今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合は「3割（令和元年7月31日まで）は1割」と記載されます。

問 住民課（吉備庁舎）

募集

第22回有田川町どんごんまつりフリーマーケット出店者募集

- 日時／10月20日（日）
場所／花の里河川公園（町営キャンプ場）
募集区画数／35区画程度（予定）
受付期間／8月13日（火）8時30分～8月30日（金）12時必着
※締め切り後、翌週中に当選者に結果を通知します。
申込方法／電話・ファクス（32-9555）・窓口でお申し込みください。
※平日8時30分～17時のみ
出店料／一区画3000円
注意事項など
出店はお一人様につき1区画とします。
出店物は飲料・食料品以外としません。
会場での盗難や物品販売に関するトラブルなどは、出店者で責任を負ってください。

申問 有田川町どんごんまつり実行委員会（商工観光課内）

9月採用非常勤保育士採用試験

- 職種／非常勤保育士
募集予定人数／若干名
職務内容／保育所や子育て支援センターにおける保育業務
募集資格／昭和29年（1954年）4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人。ただし、地方公務員法第16条に該当する人は受験できません。
選考方法
書類選考／応募者多数の場合、受験申込時にご提出いただくエントリーシートをもとに、事前審査を行う場合があります。
面接試験／8月18日（日）を予定。時間・場所などについては、後日担当者から連絡します。
受験手続・受付期間
申込用紙の交付／総務課（金屋庁舎）舎）
子ども教育課（金屋庁舎）
町内公立保育所でお渡しします（土・日・祝日を除く）。申込用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込用紙請求」と朱書きし、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、子ども教育課まで請求してください。また、町ホームページから申込用紙をダウンロードすることもできます。

問 住民課（吉備庁舎）

国民健康保険高齢受給者証の色が「薄いオレンジ色」に

7月31日（水）の有効期限満了に伴い、被保険者証（保険証）を更新します。新しい保険証は「薄いオレンジ色」です。7月初旬ごろから順次郵便（簡易書留）で送付予定です。
使用は7月1日（月）から
今回お届けする「薄いオレンジ色」の保険証は7月1日（月）から使用できます。届くまでは現在お持ちの「水色」の保険証をご利用ください。
現在お持ちの「水色」の保険証「水色」の保険証は8月1日（木）

（2019年）7月現在のものので変更される場合があります。
※勤務成績により昇給する場合があります。
任用期間／原則令和元年（2019年）9月1日から令和2年（2020年）3月31日まで
有給休暇／年次休暇（任用期間に応じ10日以内）、忌引休暇など
福利厚生／健康保険、厚生年金保険および雇用保険の適用があります。
子ども教育課（金屋庁舎）

ホームステイの受け入れ先を募集

町の姉妹都市であるオーストラリアのノーザンテリトリ準州パーマーストーン市の高校生・教師の日本のホストファミリー（ホームステイ先）になりませんか？
受け入れ期間／9月13日（金）～9月19日（木）（予定）
※期間中の7日間のホームステイを予定しています。質問・申し込みなどはご連絡ください。

申問 社会教育課（金屋庁舎）

清水畜場管理運営業務兼
運転業務委託員を募集

- 募集人数／1人
- 業務委託料・作業委託料
基本委託料／月額5万5000円（待機料として）
- 作業委託料／1回当たり1万5000円（基本勤務時間8時間）
- 超過勤務委託料／1時間当たり1500円

業務時間／1回当たり2人勤務での交代制

- ① 通夜実施日／9時～17時または12時～20時のいずれか
- ② 告別式実施日（火葬業務）／9時～17時または9時～16時と翌日1時間のいずれか

業務委託契約の期間／10月1日（火）～令和2年（2020年）3月31日（火）

申し込み資格条件／次の①～④の要件を全て満たす方

- ① 昭和30年（1955年）4月2日以降に生まれた方
- ② 住所地在有田川町である方
- ③ 普通自動車運転免許を有する方
- ④ 町税や水道・下水道・住宅使用料、保育所負担金を滞納していない方

※ただし、地方公務員法第16条に該当する方は受験できません。

申込用紙の交付・提出／清水行政

県立田辺産業技術専門学院
体験入学者募集

- 日時／7月17日（水）・18日（木）・19日（金）・26日（金）の13時30分～15時30分、9月7日（土）の9時30分～12時

● 場所

- ・ 自動車工学科（2年制）・観光ビジネス学科（1年制）／田辺産業技術専門学院
- ・ 情報システム課（2年制）／田辺産業技術専門学院分教室（県立情報交流センターBig・U）

● 対象／中学・高校生と保護者、一般の方

申し込み／各開催日の2日前までに電話・インターネットからお申し込みください

申請 県立田辺産業技術専門学院（田辺市新庄町1745-2） ☎ 0739-22-2259

令和元年度（2019年度）
各種目自衛官の募集

● 自衛官候補生

- ・ 受付期間／年間を通して
- ・ 試験期日／7月18日（木）・20日（土）・22日（月）、8月24日（土）
- ・ 資格／日本国籍を有する18歳以上33歳未満の者

● 一般曹候補生

局建設環境室・環境衛生課（吉備庁舎）で交付します。なお、町ホームページからもダウンロードできます。申込用紙に必要事項を記入の上、提出してください。

申込受付期間／7月16日（火）～8月23日（金）
● 選考方法／面接

申請 清水行政局建設環境室

戦没者遺児による慰霊友好
親善事業

日本遺族会は「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を実施するとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

参加費は10万円で、昨年度の参加者以外は複数回の応募ができません。日程などの詳細は、日本遺族会事務局まで。申し込みは和歌山県遺族連合会（☎073-424-5813）またはやすらぎ福祉課（金屋庁舎）までお願いします。

● 実施地域
● 広域地域／①旧満州 ②旧ソ連 ③

- ・ 受付期間／7月1日（月）～9月6日（金）
- ・ 試験期日／1次9月20日（金）～22日（日）のうち指定する1日、2次10月11日（金）・12日（土）のうち指定する1日
- ・ 資格／日本国籍を有する18歳以上33歳未満の者

● 航空学生

- ・ 受付期間／7月1日（月）～9月6日（金）
- ・ 試験期日／1次9月16日（月）・祝、2次10月15日（火）～20日（日）のうち指定する1日

- ・ 資格（海）／日本国籍を有する18歳以上23歳未満の者（高卒者（見込み含む）または高専3年次修了者（見込み含む）を含む）
- ・ 資格（空）／日本国籍を有する18歳以上21歳未満の者（高卒者（見込み含む）または高専3年次修了者（見込み含む）を含む）

申請 防衛省自衛隊和歌山地方協力本部 有田募集案内所（有田市宮崎町106-2） ☎ 82-6631
メール recruit-wakayama@pco.nod.go.jp

- 西部ニューギニア ④ソロモン諸島 ⑤東部ニューギニア ⑥トラック・パラオ諸島 ⑦ボルネオ・マレー半島 ⑧フィリピン（1次） ⑨マリアナ諸島 ⑩ミャンマー ⑪台湾・バジール海峡 ⑫ビスマーク諸島 ⑬マーシャル・ギルバート諸島 ⑭フィリピン（2次） ⑮中国

和歌山県
統計グラフコンクール

応募資格／県内在住・在学または県内在勤の方
● 課題／自由

※小学4年生以下の児童の応募については、児童が自ら観察または調査した結果をグラフにしたもの

● 作品の規格／72・8cm×51・5cm（B2判）

※紙質・色彩については自由
● 締切日／9月4日（水）必着
● 作品送付先／和歌山県統計協会（和歌山県調査統計課内）

申請 和歌山県統計協会事務局 ☎ 073-441-2385

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。

プール開放日時

有田川町営プール・学校プール

プール	一般		町内小中学生	
	期間	時間	期間	時間
清水	7/22（月）～8/9（金）	15時～16時	7/20（土）～8/25（日）	13時～15時
	8/10（土）～8/18（日）	13時～15時		
	8/19（月）～8/23（金）	15時～16時		
二川安諦小学校	7/22（月）～8/23（金）	13時～15時	7/22（月）～8/23（金）	13時～15時

※粟生のプールは閉鎖しており、水質管理をしていないので、絶対に入らないでください。

長谷川プール一般開放 ☎ 32-2107

- 開放期間 7/1（月）～8/31（土）
- 利用時間 12時～16時
- ※7月18日（木）までの平日、8月26日（月）～30日（金）の期間は、利用時間が13時～16時となります。
- ※小学生以下が使用するとき、必ず一般成人である責任者が同伴すること。中学生は1人で使用しないこと。
- ※悪天候の場合、開放を中止することがあります。
- ※電話は開放期間中のみ対応となります。

広告 広告に関するお問い合わせは、株式会社和歌山毎日広告社（☎073-423-9291 FAX073-428-2403）

案内

JR藤並駅東口駐車場
無料券発行サービス開始

今年3月で終了したパークアンドライドサービスに代わり、JR藤並駅東口の駐車場料金が48時間無料となる「藤並駅東口駐車場無料券発行サービス」を開始しました。受付場所を観光案内所に変更したので、案内所の営業時間内に受け付けを行ってください。

詳細は町ホームページが駅交流施設内に掲示しているポスターをご確認ください。

●受付場所／JR藤並駅観光案内所（東口側1階）

●受付時間（観光案内所営業時間）／8時30分～18時

●必要なもの／藤並駅発天王寺以遠着の往復特急券、駐車券（当日に限り有効）

●企画調整課（吉備庁舎）

「はがき架空請求」の被害が急増しています！

法務省や裁判所から身に覚えのない訴訟告知はがきが届いていませんか？そのはがきは詐欺の恐れがあります。「地方裁判所管理局」や「民事訴訟管理センター」など、公的機関に

ありそうな団体名から届いたはがきは要注意。記載されている問い合わせ窓口で電話をしてはいけません。「無視してもいいのか？」「訴えられていたらどうしよう」など、不安に思ったらまず相談してください！

●商工観光課（金屋庁舎）

第69回 「社会を明るくする運動」

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラを

「社会を明るくする運動」とは、みんなが犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、明るく住みよい社会を築いていこうとする運動です。7月は法務省の主催で全国的に取り組む強化月間です。

●有田川町保護司会事務局

献血

7月の献血

●7月27日（土）

・スーパーセンターオークワ有田川店／10時～12時・13時～16時30分

●健康推進課（金屋庁舎）

7月のありだがわ

各イベントなどの詳細は、☎52-2111にご連絡いただくか、【 】内の担当までお問い合わせください。

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
<input type="checkbox"/> 集団健診（石垣公民館）【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 第1期町県民税納期限【税務課】	<input type="checkbox"/> 10カ月児健診（金屋文化保健センター）【健康推進課】	<input type="checkbox"/> 健康相談（金屋文化保健センター）【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 手話講習会初心者クラス（吉備庁舎）【やすらぎ福祉課】		<input type="checkbox"/> 手話講習会ステップアップ・こどもクラス（金屋庁舎）【やすらぎ福祉課】	<input type="checkbox"/> 集団健診（きびドーム）【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 羽尻利門さんのおはなし会（ちいさな駅美術館）【ちいさな駅美術館】	<input type="checkbox"/> 健診結果説明会（金屋文化保健センター）【健康推進課】 <input type="checkbox"/> おはなしマラソン（ちいさな駅美術館）【町内各図書施設】
8	9	10	11	12	13	14
<input type="checkbox"/> 前向き子育て（トリプルP）講演会（子育て支援センター）【健康推進課】	<input type="checkbox"/> おおびでだっこのおはなし会（金屋図書館）【町内各図書施設】	<input type="checkbox"/> 3歳6カ月児健診（金屋文化保健センター）【健康推進課】			<input type="checkbox"/> おはなしマラソン（金屋図書館）【町内各図書施設】	<input type="checkbox"/> かなや納涼おしゃるま祭り（金屋大橋東詰特設会場）【商工観光課】
15 海の日	16	17	18	19	20	21
	<input type="checkbox"/> 集団健診（金屋文化保健センター）【健康推進課】	<input type="checkbox"/> 一日行政相談所（金屋文化保健センター）【総務課】 <input type="checkbox"/> 1歳6カ月児健診（金屋文化保健センター）【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 手話講習会 初心者クラス（吉備庁舎）【やすらぎ福祉課】	<input type="checkbox"/> 人権特設相談所（きび保健福祉センター）【社会教育課】	<input type="checkbox"/> 手話講習会ステップアップ・こどもクラス（金屋庁舎）【やすらぎ福祉課】		
22	23	24	25	26	27	28
<input type="checkbox"/> いさきき脳健康教室フォローアップ教室（清水保健センター）【地域包括支援センター】	<input type="checkbox"/> 4カ月児健診（金屋文化保健センター）【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 水道・下水道料金納期限【水道課・下水道課】	<input type="checkbox"/> 2歳児健診（金屋文化保健センター）【健康推進課】 <input type="checkbox"/> さわやかサークル（鳥屋城公民館）【地域包括支援センター】	<input type="checkbox"/> 健診結果説明会（金屋文化保健センター）【健康推進課】		<input type="checkbox"/> 献血（スーパーセンターオークワ有田川店）【健康推進課】	
29	30	31	8/1	2	3	4
<input type="checkbox"/> 健康相談（清水保健センター）【住民福祉室】		<input type="checkbox"/> 第1期国民健康保険税納期限【税務課】 <input type="checkbox"/> 第1期後期高齢者医療保険料普通徴収納期限【住民課】 <input type="checkbox"/> 第1期介護保険料普通徴収納期限【長寿支援課】		<input type="checkbox"/> 手話講習会ステップアップ・こどもクラス（金屋庁舎）【やすらぎ福祉課】	<input type="checkbox"/> 集団健診（金屋文化保健センター）【健康推進課】	
5	6	7	8	9	<input type="checkbox"/> 消費生活相談（毎週金曜日）（第1金曜日：清水行政局、それ以外：金屋庁舎）【商工観光課】	
		<input type="checkbox"/> 健康相談（金屋文化保健センター）【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 手話講習会初心者クラス（吉備庁舎）【やすらぎ福祉課】				

編集後記

今月号で取り上げた「ぶどう山椒の発祥地を未来へつなぐプロジェクト」。初日にお昼ごはんを食べた後、農家さんの車に乗りこんで園地へ向かった学生たち。「ちゃんと収穫してるのかな？農家さんとコミュニケーションとれてるかな？」と思いながら取材にまわりましたが、そんな心配は全く不要でした。農家さんと積極的に話しながら、収穫に取り組む学生たちの姿に、頼もしさすら感じました！そんな姿が伝われば幸いです。

（学生からエネルギーをもらった 西岡紗希）

第5回 手話にチャレンジ！「こんにちは」

このコーナーでは、日常生活で使う手話を紹介します。一緒にやってみましょう！

① 右手の人さし指と中指を立て、人さし指側を額にあてて。「昼」を表現



② 両手の人さし指が向かい合うように立て、軽く曲げる。「あいさつ」を表現



※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。

●広告 広告に関するお問い合わせは、株式会社 和歌山毎日広告社（☎073-423-9291 FAX073-428-2403）

きたすじ
北筋地区の本町地蔵

去る5月24日（金）、県立有田中央高等学校南側の県道沿いにお祀りまつらされている北筋地区の本町地蔵で、会式が行われました。このお地蔵様は、かつては現在地のすぐ北側にあったハゼの大木の根元の洞うらに祀られていましたが、木が枯れ始めたことから、約40年前に祠ほこらを建てて現在のようにお祀りし直したそうです。会式もその時から始められたようで、毎年5月24日に行われています。

由来については明らかではありませんが、吉備町誌によると大変靈驗あらたかなお地蔵様で、遠方からお参りに来る人が多いと記されています。地域住民の皆さまからも、交通量が多い場所であるにも関わらず、



これまで大事故がなく過ごしているのはお地蔵様のおかげだというお話が聞かれました。

本町地蔵として信仰されているのは、祠を建てた時に新しくされたお地蔵様と古くからお地蔵様として信仰されてきた古い石塔とがあります。古い石塔は、2つの異なるものが組み合わされています。上部の石塔は板碑いたびと呼ばれるもので、頭部は欠けていますが本来は三角形をなし、その下部に2本の横線や梵字ぼんじが刻まれています。町内では、南北朝時代（1336～1392）以降に流行した供養塔です。下の石塔は、宝篋ほうきょういんとう印塔と呼ばれる供養塔の基礎の部分で、蓮はすの花弁が刻まれています。板碑と同じく南北朝時代以降に多く造立されました。

会式の前日には、北筋地区8班の皆さまによって餅つきなどが行われました。当日は午前中から準備が行われ、16時からは読経や焼香などのお勤めの後、北筋公民館前に移動して餅まきが行われました。地区内外から大勢の方が参加し、盛大な会式となりました。



古い石塔(高さ45cm)



広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。